

基安労発 0323 第 2 号
基安化発 0323 第 1 号
環水大大発第 110323004 号
平成 23 年 3 月 23 日

(社) 日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

東北地方太平洋沖地震における呼吸用保護具の増産について（依頼）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災された貴協会会員関係者の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物などの解体、改修工事、ガレキの処理に伴い、発生する粉じんによるばく露が懸念されます。

このため、厚生労働省及び環境省においては、互いに連携し、被災した住民及び災害復旧活動にあたる労働者等が有する不安への対応と粉じんへのばく露防止を図ることを目的に、呼吸用保護具を配布することが必要と考えておりますが、この度の地震に伴う呼吸用保護具の需要の高まりによる在庫数の減少により、被災地への十分な供給が出来なくなる可能性があります。

つきましては被災した住民及び災害復旧作業にあたる労働者等への粉じんへのばく露を防ぐため、下記の性能要件を満たす呼吸用保護具の増産をお願いするとともに、貴協会会員への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 被災した住民等に対して

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた使い捨て式防じんマスク

- ・ 厚生労働大臣の型式検定（昭和 63 年 3 月 30 日労働省告示第 19 号、平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 394 号改正）
- ・ NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格（42CFR84）
例：N95 マスク 等
- ・ 欧州規格（EN149）
例：FFP2 マスク 等

2. 災害復旧作業にあたる労働者に対して

（1）電動ファン付き呼吸用保護具

- ・ JIS（日本工業規格）T8157 に適合しているもの

（2）防じんマスク

- ・ 厚生労働大臣の型式検定合格品（昭和 63 年 3 月 30 日労働省告示第 19 号、平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 394 号改正）